

○媒体区分の切替え時期について（事業所及び代理人）

連合会から「電子請求登録結果に関するお知らせ」を受け取られたら、各種ダウンロード等をしていただくこととなりますが、国保連合会のシステム上、現行の請求媒体からインターネットに切り替わるのは「電子証明書の発行処理完了日の翌日」となります。

証明書発行申請する時期によって、通知文書や連絡電文がインターネットでの取得に切り替わり、ISDN等で取得することができませんのでご注意ください。

また、インターネット接続ができない可能性もありますので、開始月1月間はISDN回線も可能であれば残していただくようお願いします。

電子証明書が発行されたら、介護保険電子請求受付システムの「お知らせ」画面に「証明書発行完了通知」が表示されます。マニュアルに従って、ダウンロード・インストールして下さい。この表示がされた以降は下表により通知文書取得方法が異なります。

例) 事業所及び代理人（11月の事例・請求開始月：12月）

ISDN・CD-R等で通常の請求（1～10日）

（11/1までに受領届または請求届 提出）



国保連合会から

「電子請求登録結果に関するお知らせ」を各事業所へ郵送（2～6日の間）



① 電子証明書発行申請・完了通知（支払通知書作成前）



支払通知書作成後（12日以降・予定）

←①この期間に発行申請を行った場合、以降インターネットで取得となる。

② 電子証明書発行申請・完了通知



支払通知文書等取得（例：11/18）

（毎月18日基準（カレンダーにより前後あり））

←②この期間に発行申請を行った場合、支払通知書までは前回の請求媒体（ISDNまたは紙）で取得



増減返戻通知文書等取得

（毎月月末 例：11/28）